

# 社会福祉法人船橋市社会福祉協議会ホームページバナー広告表現ガイドライン

## (目的)

第1条 社会福祉法人船橋市社会福祉協議会（以下「本会」という。）ホームページに民間事業者等のバナー広告を掲載するにあたって、本会ホームページ広告掲載取扱要綱並びに同要綱第2条及び第3条に係る判断基準等に規定する事項のほか、ページデザイン及びユーザビリティを保持するため、必要な事項を定める。

## (禁止事項)

第2条 次の事項を含んだバナー広告は、利用者の意思に反した動きをしたり、利用者に誤解を与えたりするおそれがあるため、禁止する。

- (1) 「閉じる」「いいえ」「キャンセル」などのボタン
- (2) アラートマーク（警告表示）
- (3) ラジオボタン（選択肢の表示）
- (4) テキストボックス（入力ができるように見えるもの）
- (5) プルダウンメニュー（下に選択肢があるように見えるもの）

## (本会ホームページとの区別)

第3条 次の表現については、利用者が本会ホームページのコンテンツの一部であるかのように混同するおそれがあるため、禁止する。

- (1) 本会ホームページと類似の色調及び字体を使用するもの
- (2) 本会の事業であると錯誤しやすいもの

## (色調)

第4条 文字色と背景色のコントラストは十分にとり、また、背景に模様のある画像や写真などを使用する場合は文字の周りを縁取るなどして、文字を読みやすくするように配慮しなければならない。

## (解像度)

第5条 文字やイラスト等の解像度については適切な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならない。

## 附 則

このガイドラインは、令和6年6月3日から施行する。